

◇建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料一覧〈焼津市〉

申請単位：件

	申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）	
	建築物の区分	床面積の区分		新規	変更
A	非住宅建築物 ・複数棟認定の他の建築物以外 ・工場等の用途の部分を除いた建築物の部分 ・工場等の単一用途の建築物を除く （区分単位：㎡）	～ 300以内	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000
			モデル建物法	94,000	48,000
		300超 ～ 1,000以内	標準入力法・主要室入力法	309,000	156,000
			モデル建物法	120,000	61,000
		1,000超 ～ 2,000以内	標準入力法・主要室入力法	399,000	202,000
			モデル建物法	158,000	82,000
		2,000超 ～ 5,000以内	標準入力法・主要室入力法	569,000	293,000
			モデル建物法	256,000	136,000
		5,000超 ～ 10,000以内	標準入力法・主要室入力法	701,000	364,000
			モデル建物法	334,000	181,000
		10,000超 ～ 25,000以内	標準入力法・主要室入力法	829,000	432,000
			モデル建物法	402,000	218,000
		25,000超 ～	標準入力法・主要室入力法	946,000	494,000
			モデル建物法	471,000	257,000
B	非住宅建築物 ・複数棟認定の他の建築物以外 ・工場等の単一用途の建築物 ・工場等の用途の建築物の部分 （区分単位：㎡）	～ 300以内	標準入力法 ・ 主要室入力法 ・ モデル建物法	20,000	11,000
		300超 ～ 1,000以内		28,000	16,000
		1,000超 ～ 2,000以内		40,000	23,000
		2,000超 ～ 5,000以内		103,000	60,000
		5,000超 ～ 10,000以内		155,000	91,000
		10,000超 ～ 25,000以内		193,000	113,000
		25,000超 ～		239,000	141,000
C	非住宅建築物 ・複数棟認定の他の建築物 （区分単位：㎡）	～ 300以内	標準入力法 ・ 主要室入力法 ・ モデル建物法	10,000	6,000
		300超 ～ 1,000以内		17,000	10,000
		1,000超 ～ 2,000以内		29,000	17,000
		2,000超 ～ 5,000以内		87,000	52,000
		5,000超 ～ 10,000以内		137,000	82,000
		10,000超 ～ 25,000以内		174,000	104,000
		25,000超 ～		217,000	130,000

注) ① 新築及び増改築に適用する。

② 非住宅建築物であって、工場用途の部分を含んだ建築物にあっては、工場用途を除いた建築物の部分の床面積により上表Aの面積の区分に応じた手数料と、工場用途部分の床面積により同表Bの面積の区分に応じた手数料を合算した額（以下「合算額」という。）とする。

ただし、建築物全体を工場等用途以外の用途に供する建築物として上表Aの床面積の区分に応じて算出した額（以下「特例額」という。）が合算額未満となった場合にあっては、特例額を採用する。

例1) 工場：400㎡ + 事務所：2,600㎡ = 全体：3,000㎡（モデル建物法）

1) 工場部分の手数料 ⇒ 40,000円

2) 事務所部分の手数料 ⇒ 253,000円

3) 『1) + 2)』 ⇒ 293,000円（合算額）

4) 全体での手数料 ⇒ 253,000円（特例額）

5) 3)と4)を比較して安い手数料を採用する ⇒ 253,000円→（特例額）

- 例2) 工場：5,600㎡ + 事務所：400㎡ = 全体：6,000㎡ (モデル建物法)
- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1) 工場部分の手数料 | ⇒ 157,000円 |
| 2) 事務所部分の手数料 | ⇒ 156,000円 |
| 3) 『1) + 2)』 | ⇒ 313,000円 (合算額) |
| 4) 全体での手数料 | ⇒ 330,000円 (特例額) |
| 5) 3) と 4) を比較して安い手数料を採用する | ⇒ 313,000円 (合算額) |

- ③ 増改築において、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分を採用することができる。ただし、デフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分を採用する。